

**「福岡県伝統工芸品魅力・情報発信事業」業務受託事業者選定に係る審査基準書**  
 標記審査における審査項目及び各項目の配点は下表のとおりとする

評価対象項目		配点	
1 業務遂行能力 (計 35 点)	・ 本事業の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。	10点	
	・ 事業の実施スケジュールは具体的かつ適切に設定しているか。	10点	
	・ 適切な業務体制及び人員確保がなされており、円滑かつ安定的な業務が可能か。	10点	
	・ 過去に同種の実績実務があるか。 ※実績は、国・地方公共団体に限らず、民間企業でも可	5点	
2 企画提案内容 (計 60 点)	(1) IG アカウントの 運営	<b>運営について</b> ・ IG アカウントの管理体制は適切であるか。 ・ フォロワーを獲得する取組や工夫がなされているか。	10点
		<b>投稿内容について</b> ・ 福岡県内伝統工芸品産地及び事業者の魅力が十分伝わる内容になっているか。 ・ 工芸品産地への取材方法は適切であるか。 ・ 投稿方法は効果的であるか。	15点
	(2) 産地訪問ツアーの 実施	<b>産地との連絡調整について</b> ・ 福岡県内伝統工芸品産地との円滑な連絡調整が可能か。	10点
		<b>ツアーの運営について</b> ・ 参加者募集方法は適切であるか。 ・ 安全なツアー運営は可能か。 ・ 参加者との円滑な連絡調整が可能か。	10点
		<b>ツアーの企画について</b> ・ 工芸品産地の魅力が伝わる企画になっているか。 ・ 年代問わず参加できる企画となっているか。	15点
3 経費見積書 (計 5 点)	・ 適切かつ費用対効果に優れた委託経費を算定していることが見込まれるか。	5点	
合計		100点	